

[トップページ](#) > [暮らし](#) > [子育て](#) > [相談・問合せ](#) > [子育て・教育に関すること](#) > [子育てに関すること](#) >

令和6年4月より「こども家庭センター」の運営が始まります

令和6年4月より「こども家庭センター」の運営が始まります

ページ番号：622405 2024年4月1日

令和6年4月以降、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援を行うことを目的とし、各自治体において「こども家庭センター」の運営が始まります。

大阪市では、令和6年4月に、各区保健福祉センターの「地域保健活動担当」と「子育て支援室」が、この「こども家庭センター」の相談窓口となり、運営を担います。

妊娠・出産・子育てなどでお悩みの場合は、ひとりで抱えず、お気軽にご相談ください。

各区の地域保健活動担当と子育て支援室の一覧

問合せ先一覧

	地域保健活動担当 妊娠・出産・乳幼児の子育てに 関するご相談 ◇保健師がご相談をお受けします。	子育て支援室 子育ての不安・心身の発達・不登校 など、18歳までのこどもに関するご相談
北区	電話 06-6313-9968	電話 06-6313-9533
都島区	電話 06-6882-9968	電話 06-6882-9118
福島区	電話 06-6464-9968	電話 06-6464-9887
此花区	電話 06-6466-9968	電話 06-6466-9524
中央区	電話 06-6267-9968	電話 06-6267-9868
西区	電話 06-6532-9968	電話 06-6532-9936
港区	電話 06-6576-9968	電話 06-6576-9844
大正区	電話 06-4394-9968	電話 06-4394-9109
天王寺区	電話 06-6774-9968	電話 06-6774-9969
浪速区	電話 06-6647-9968	電話 06-6647-9895
西淀川区	電話 06-6478-9968	電話 06-6478-9950
淀川区	電話 06-6308-9968	電話 06-6308-9939
東淀川区	電話 06-4809-9968	電話 06-4809-9854
東成区	電話 06-6977-9968	電話 06-6977-9157
生野区	電話 06-6715-9968	電話 06-6715-9024
旭区	電話 06-6957-9968	電話 06-6957-9939

城東区	電話 06-6930-9968	電話 06-6930-9068
鶴見区	電話 06-6915-9968	電話 06-6915-9933
阿倍野区	電話 06-6622-9968	電話 06-6622-9980
住之江区	電話 06-6682-9968	電話 06-6682-9878
住吉区	電話 06-6694-9968	電話 06-7656-6162
東住吉区	電話 06-4399-9968	電話 06-4399-9733
平野区	電話 06-4302-9968	電話 06-4302-9936
西成区	電話 06-6659-9968	電話 06-6659-9824

「こども家庭センター」に関する問合せ先

こども青少年局 子育て支援部 管理課 母子保健グループ

住所 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）

電話 [06-6208-9966](tel:06-6208-9966)

ファックス 06-6202-6963

こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策グループ

住所 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）

電話 [06-6208-8032](tel:06-6208-8032)

ファックス 06-6202-6963

このページの作成者・問合せ先

大阪市 こども青少年局子育て支援部管理課児童支援対策グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）

電話：[06-6208-8032](tel:06-6208-8032)

ファックス：06-6202-6963

[メール送信フォーム](#)

東淀川区こども家庭センター運営要綱

(目的)

第1条 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図るこども家庭センター（以下「センター」という。）の役割を果たすため、センターの運営について必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 センターの業務は、東淀川区保健福祉センターの業務のうち次に掲げる業務を担うこととする。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項に定める事務に関する事
- (2) 母子保健法第22条に定める事務に関する事

(実施体制)

第3条 センターの業務については、保健福祉センターにおいて前条を担当する職員が行う。

- 2 センターの業務を掌握し、統括支援員、サポートプラン担当者その他のセンター業務を処理する職員を指揮監督するセンター長は、保健福祉センター所長が担う。
- 3 統括支援員は、母子保健・児童福祉両部門との連携を図り、合同ケース会議の運営及び関係機関との連絡調整などの実務面での業務マネジメントを行う。
- 4 サポートプラン担当者は、統括支援員とともに合同ケース会議の運営を行うほか、母子保健・児童福祉両部門との連携を図り、支援対象者との面談等の支援及びサポートプランの作成・進捗管理などを行う。

(合同ケース会議)

第4条 母子保健・児童福祉両分野が連携した一体的な支援が必要と思われるケースについて、各ケースの情報や課題を共有し、当該ケースへの支援方針の検討・決定などを行うため、合同ケース会議を開催する。

- 2 合同ケース会議は、統括支援員、サポートプラン担当者のほか、母子保健・児童福祉両部門の職員が参加する。なお、前項の目的を達するため、必要に応じて、保健福祉センターの職員が参画することは差し支えないこととする。

(職務の代理)

第5条 センター長に事故があるとき又はセンター長が欠けたときは、大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則第4条に定めるものを行う。

(庶務)

第6条 センターの庶務は、保健福祉課（子育て支援室）において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。